

# 山陽小野田市介護予防・日常生活支援総合事業における短期集中型（訪問型サービスC）委託業務仕様書

## 1 業務名

山陽小野田市短期集中型（訪問型サービスC）

## 2 目的

山陽小野田市介護予防・日常生活支援総合事業において、要支援認定者及び基本チェックリストに該当した第1号被保険者に対し、リハビリテーション専門職が居宅を訪問し、生活機能上の問題・課題及びその背景・原因を把握・評価し、心身の状況や生活環境に応じた日常生活動作、生活機能の改善に向けた相談支援を短期間集中的に行うことで、サービス利用者が要介護状態等になることを予防するとともに、自ら継続して介護予防に取り組み、介護保険サービスを利用しなくても地域で自立した生活が維持できるようにすることを目的とする。

## 3 対象となる利用者

要支援認定者等のうち、市（地域包括支援センター）による介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにおいて、短期集中型（訪問型サービスC）（以下「短期集中型」という。）の利用が必要と認められた者（以下「利用者」という。）とする。

## 4 業務の受託者

次のいずれかを満たす理学療法士又は作業療法士（以下「従事者」という。）を配置している指定介護事業者（以下「受託者」という。）とする。

- (1) 介護保険法に規定する訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、訪問看護及び通所介護等に3年以上従事した経験を有すること。
- (2) 山陽小野田市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則第3条第2号(オ)の地域リハビリテーション活動支援事業に従事した経験を有すること。  
(従事する見込みも含む)

## 5 実施方法

- (1) 利用者の居所及び生活行為の改善を必要とする場所とする。
- (2) 実施期間は原則3か月以内とするが、サービスの継続が生活行為の改善

に効果的であると判断された場合は、最大6か月まで継続することができる。

(3) 実施回数は概ね週1回とする。

(4) 1回あたりの実施時間は概ね60分とする。

## 6 実施体制等

山陽小野田市短期集中型（訪問型サービスC）の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱のとおりとする。

## 7 業務内容

### (1) 事前調整

地域包括支援センターから短期集中型の実施の依頼があった場合、支援内容、利用者の心身の状況、サービス提供上の留意点等を踏まえ、サービス提供の開始予定時期、実施期間等を調整する。

### (2) 多職種連携

利用者の解決すべき課題や目標設定、効果的なサービス提供内容等について検討を行い、支援の内容を決定する。その際、必要に応じて多職種で行う地域ケア個別会議等の活用を検討するものとする。

### (3) サービス担当者会議

利用者、家族、地域包括支援センター職員、受託者等で行うサービス担当者会議において、利用者の心身の状況や改善可能性、解決すべき課題や目標等についての共有を図るとともに、効果的なサービス提供とするための調整を行う。

### (4) 利用契約の締結

受託者は、短期集中型を提供する前に、利用者と利用契約を締結するものとする。

### (5) 事前アセスメント

短期集中型の実施に際して考慮すべきリスクや利用者等のニーズ、居宅生活における生活機能の状況等を把握するため、従事者は、利用者の居宅を訪問し、事前アセスメントを行う。

### (6) 個別サービス計画の作成

事前アセスメント及び会議の結果を踏まえ、個別サービス計画を作成し、

当該個別サービス計画の対象となる利用者等に分かりやすく説明し、同意を得る。

#### (7) サービスの提供

個別サービス計画に基づき、目標を達成するために必要な指導・助言等の支援を行う。

#### (8) 事後アセスメント・評価の実施

従事者は、サービス終了時に事後アセスメントを行い、目標の達成度、居宅生活における生活機能の変化等の評価を行い、市（地域包括支援センター）に報告するとともに、評価結果を踏まえ、その後の支援方針について地域包括支援センター等と連携して検討を行う。

### 8 委託料

1回あたりの委託料は、8,760円から利用者負担額を除いた額とする。

### 9 利用者負担

受託者は、1回あたりの料金につき負担割合に応じた額を徴収するものとする。

### 10 実績報告書等の提出

(1) 受託者は、短期集中型を実施した月の翌月20日までに、短期集中型（訪問型サービスC）実績報告書及び請求書を市に提出するものとする。

(2) 市は提出書類が適正な内容であった場合は、委託料を支払うものとする。

### 11 その他の留意事項

(1) 受託者は、本仕様書のほか、業務の実施に当たり、関係法令その他の規程を遵守すること。

(2) 受託者は、短期集中型の実施に係る記録を整備し、その完結の日から3年間保存すること。

(3) 短期集中型の実施に当たっては、市（地域包括支援センター）と密に連携を図るとともに、一定の期間内に集中的にサービスを行うことで、生活機能の向上と目標の達成を目指すこと。

(4) サービス担当者会議等で、市（地域包括支援センター）や他のサービス提供事業者とケアプランの目標等を共有し、目標に即した効果的なサービスを提供すること。

- (5) 従事者は、短期集中型の実施中はその職務に専念すること。
- (6) 従事者は、身分を証する書類を携行し、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すること。
- (7) 必要に応じて他の専門職等と連携し、助言・指導内容の共有を図り、居宅生活における自立支援の効果を高めること。
- (8) 市への報告内容から、短期集中型の実施による機能改善効果が低いと認められるときは、実施内容の変更を求める場合があること。
- (9) 感染症その他事故等の予防に十分配慮し実施するものとし、感染症その他事故等が発生した場合には、速やかに市（地域包括支援センター）に報告すること。

## 1 2 その他

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて双方協議して、これを定めることとする。